

藤枝市女性活躍推進事業【静岡県藤枝市】

地域の実情と課題

- 藤枝市の女性の労働力率・・・52.1%(H27国勢調査)
→静岡県内のほぼ平均的、全国的な平均より若干高い水準
- 「男女共同参画に関する市民意識調査」(R2藤枝市実施)
・・・「女性が働く上での障害」として、①結婚・出産退職等の慣行、
②長時間労働や残業、③育児・介護休暇が取得しにくいこと
の3項目に対する回答率が約半数または半数を超える値
→男性中心型の労働慣行が女性活躍の障害となっている

事業の特徴

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表を支援するアドバイザーを派遣し、策定に必要な、事業所の現状把握と課題分析、現状分析に基づく目標値の設定と取組内容の検討を含めた策定・公表までの支援を行う。
- アドバイザー派遣事業に先立ち、女性活躍推進セミナーを開催し、法改正の内容理解や一般事業主行動計画の策定・公表を含めた女性活躍推進の具体的な取り組みを紹介する。

事業の効果

- セミナーを開催し、女性活躍・働き方改革への意識啓発できた事業所 26事業所(目標50事業所)
- アドバイザー派遣事業を活用し、一般事業主行動計画を策定した事業所 6事業所(目標12事業所)
令和4年4月から義務化される事業所で令和3年3月末現在、22事業所が未策定であったが、
令和4年3月14日現在、未着手は0事業所となった。
本事業による一定の事業成果はあったと考えている。

目的・目標

- 【目的】女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表が、令和4年4月から常時雇用する従業員数101人以上の事業所に義務づけられたため、その計画の策定を支援することで、市内事業所における図る女性活躍と働き方改革の底上げを図る。
- 【目標】○セミナー参加事業所 50事業所
○アドバイザー派遣を活用し計画策定した事業所数 12事業所

連携団体

- 藤枝商工会議所・岡部町商工会
・女性活躍推進セミナー及びアドバイザー派遣事業の広報、周知の支援
- 中部5市2町
・広報、周知の支援

今後の課題

女性活躍の取組や目標を定めた一般事業主行動計画の策定に留まることがないように、定期的に、数値目標の達成状況や取組の実施状況を点検・評価し、その結果を今後の取組や計画に反映させるよう事業所に働きかけを行う必要がある。

◆女性活躍推進セミナー ～ 企業を成功に導く女性活躍推進のカギ～

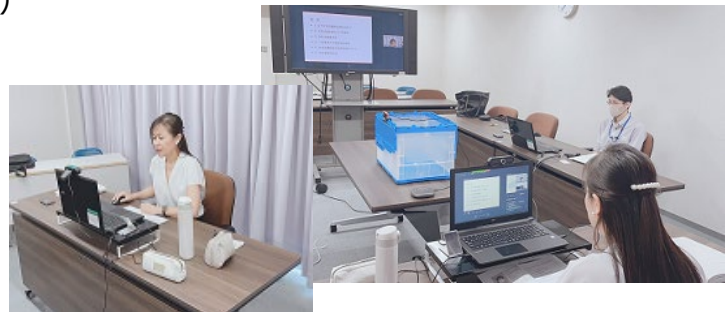
女性活躍推進セミナー
企業を成功に導く女性活躍推進のカギ
2021.7.29 THU 13:30-15:00
オンライン(Zoome)より開催
参加費 無料
申込締切 7月27日(木)まで
申込先 danjo@city.fujeda.shizuoka.jp

【概要】

令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の対象事業主が拡大されるため、**法改正の内容と事業所における行動計画の策定の意義を理解させ、企業の成長戦略としての女性活躍・働き方改革の底上げを図る**

- 講師 松村江里子氏 (六花社労士事務所)
- 日時 令和3年7月29日(木)
午後1時30分～午後3時
オンライン開催
- 参加者数 26事業所

女性活躍推進セミナー
企業を成功に導く女性活躍推進のカギ
2021.7.29
六花社労士事務所 松村江里子



◆一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣～

【概要】

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するアドバイザーを無料で派遣し、その策定を支援することで市内事業所における女性活躍・働き方改革の底上げを図る

- 派遣期間 令和3年7月30日(金)～令和4年2月28日(月)
派遣申込〆切 2月10日(木)
- アドバイザー 静岡県社会保険労務士会島田支部所属の社会保険労務士
- 派遣条件 市内に本社または事業所が所在
市税等の滞納がないこと
常時雇用する従業員数300人以下の事業所
- 派遣回数 1事業所あたり3回まで
- 派遣実績 6事業所

藤枝市女性活躍推進事業(令和3年度 地域女性活躍推進交付金活用事業)
一般事業主行動計画の策定を支援
アドバイザーを派遣します
令和3年 7/30～2/28
令和4年 2/10まで
参加費 無料
アドバイザー 派遣回数 3回まで
申込先 danjo@city.fujeda.shizuoka.jp